

様式第6（第11条関係）

高浜市ふるさと応援交付金実績報告書

7年4月11日

高浜市長 あて

所在地 高浜市芳川町一丁目2-23
事業者 団体名 渡し場かもめ会
代表者名 会長尾崎稔彦



令和6年5月23日付け高浜市第29-4号（及び6年10月10日付け第86号）で交付決定のあった令和6年度高浜市ふるさと応援交付金について、当該交付金の交付の対象となる事業年度が終了したので、高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の内容については、必要に応じて高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第11条の規定により公表されることを承諾します。

記

1 添付書類

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類



事業の 具体的内容	「市民予算枠事業（協働推進型）提案書（実施計画書）事業概要書」で記載した、現状・課題の改善・克服・解決に向けて、どのような手段・方法をとったのかを具体的に記載してください。 対象地域を芳川町海岸や高浜芳川緑地多目的広場を中心に、今後は子供達を巻き込んだ企画と地域住民や施設利用者への参加の呼びかけをして積極的に環境保全と美化の活動を実施していく。増え続ける海洋ゴミをテーマに行政と連携する海洋プラゴミ環境教室を実施した。河川や海洋ゴミの問題の意識を高めるには「現場体験」が一番。夏休みを利用した「楽しい」ゴミ拾い……うみパークの出現とエコたんと一緒に、環境改善に大きく貢献するものであった。官【高浜市役所】民【渡し場かもめ会】学【小学校】一体の「楽しい」ごみ拾いで未来を変える。高浜市芳川町の海ごみゼロへの挑戦あった。 3月2日、海岸清掃後に高浜安立荘前で最後の「おしるこ会」を行いました。残念かつ淋しいことですが解散という日を迎えることになりました。 渡し場かもめ会会長から8人の会員に感謝状、表彰状を贈りました。 この日、おしるこ会に参加して頂き、おしるこをいただきながら、25年間の来し方を偲び行く末を思う意義あるひと時を共有していただいたと思います。「ありがとう」「ほんとうにお世話になりました」そんな声に一抹の淋しさを秘めながらも最後のおしるこ会を皆様がお楽しみくださいました。
--------------	---

事業の 効果 (具体的に)	【事業の対象地域・対象者にとって】 1. 芳川の海岸線一帯の美化。 2. 地域住民の海に親しむ機会が多くなり、地域コミュニティーの高まりや郷土愛が醸成された。 3. 小学児童に対し、環境問題への意識付けがされ、健全育成が図られた。 【提案者にとって】 1. まちづくりパートナー同士のふれ合いの場を通じ、海的环境浄化及び郷土の文化継承を担うという誇りが生まれた。 2. 活動の姿を目の当たりにして、地域住民にも日常生活における公共の場所をきれいにしようという意識が付与された。 【高浜市にとって】 1. 高浜市民の大きな財産である海岸線や公共の場をきれいに保つことにより、訪れた人に「憩いと安らぎ」を与えると同時に、海岸環境悪化に対するモラル向上意識の付与につながった。 2. 衣浦港のゴミの削減に寄与。
---------------------	---

役割分担の 適切性	協働推進型の実施において、提案者と事業担当Gの間における役割・責任分担について良かった点、あるいは改善すべきと感じた点があれば記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1126 906 1171">【良かった点】</th><th data-bbox="906 1126 1477 1171">【改善すべき点】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1171 906 1339">事業の広報PRができた。</td><td data-bbox="906 1171 1477 1339"></td></tr> </tbody> </table>	【良かった点】	【改善すべき点】	事業の広報PRができた。	
【良かった点】	【改善すべき点】				
事業の広報PRができた。					
実施にあたっての 問題点(苦情・トラブル等)や 苦労した点	今年度の各イベント等は実施しておらず、清掃活動のみの事業は計画通りに実施しました。一方、福祉活動については、会員からのふれ合いは全く無くなりました。今後地域の高齢者と手を携えて余生を楽しむことは難しくなっています。				
今後の方向性、具体的な方針・将来展望	☐ 拡大して継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 現行どおり ☒ 終了する 今後、この事業をどのように取り組んでいきたいかという方向性や、積み残し課題・改善点などあれば記載してください。 藤江越しの渡し場に歴史の証としての記念碑を立てた現在地から多目的広に移転を実施し、文化継承を図りたいと思います。				
その他 特記事項	令和7年度の活動は全て廃止します。				

(別紙 7)

収 支 決 算 書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	計画額	決算額	差額	内 訳
1 交 付 金	245,000	290,000	45,000	ふるさと応援交付金
	300,000	300,000	0	市民予算枠事業
2 その他の収入	55,000	84,218	29,218	自己資金
合 計	600,000	674,218	74,218	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	計画額	決算額	差額	積 算 内 訳
1 事 業 費				
① 清掃事業	20,000	17,000	△3,000	1. トラック借り上げ謝礼
	60,000	38,357	△21,643	2. お茶代
	50,000	47,813	△2,187	3. 清掃器具、植栽花苗等
② 地域交流	30,000	23,552	△6,448	4. 地域交流会(おしろこ会)
(小計)	(160,000)	(126,722)	(△33,278)	
2 事 務 費	140,000	227,694	87,694	5. 通信費、消耗品費、旅費等
(小計)	(140,000)	(227,694)	(87,694)	
3 活動費	245,000	154,200	△90,800	6. 清掃活動謝礼費(※)
(※)	55,000	50,000	△5,000	7. 役務手当(※)
		101,219	101,219	8. 役員会食事代(役員、総会)(※)
		14,383	14,383	9. 他団体との交流等食事代(その他飲食)(※)
(小計)	(300,000)	(319,802)	(19,802)	
合 計	600,000	674,218	74,218	

様式第3（第7条関係）

高浜市ふるさと応援交付金交付決定通知書

6 高総政第 29-4 号

令和 6 年 5 月 23 日

渡し場かもめ会

尾崎 稔彦 様

高浜市長 吉岡 初浩 印

令和 6 年 5 月 22 日付けで交付申請のあった令和 6 年度高浜市ふるさと応援交付金については、高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交 付 額 183000 円

2 交付条件

- （1）高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第 4 条 に規定する交付条件を遵守してください。
- （2）当該交付金の交付の対象となる事業年度が終了したときは、高浜市ふるさと応援交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条の規定により、速やかに高浜市ふるさと応援交付金実績報告書を提出してください。
- （3）この交付金の使途について不相当と認めるときは、交付決定した内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。

様式第3（第7条関係）

高浜市ふるさと応援交付金交付決定通知書

6 高総政第 86 号
令和 6 年 10 月 10 日

渡し場かもめ会
尾崎 稔彦 様

高浜市長 吉岡 初浩



令和 6 年 10 月 10 日付けで交付申請のあった令和 6 年度高浜市ふるさと応援交付金については、高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交 付 額 62000 円

2 交付条件

- (1) 高浜市ふるさと応援交付金交付要綱第 4 条 に規定する交付条件を遵守してください。
- (2) 当該交付金の交付の対象となる事業年度が終了したときは、高浜市ふるさと応援交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条の規定により、速やかに高浜市ふるさと応援交付金実績報告書を提出してください。
- (3) この交付金の使途について不相当と認めるときは、交付決定した内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。